

## 飲食料品及び油脂についての検査方法

制	定	昭和51年11月19日農	林	省告示第1074号
改	正	昭和52年2月5日農	林	省告示第86号
改	正	昭和52年5月19日農	林	省告示第514号
改	正	昭和52年12月5日農	林	省告示第1243号
改	正	昭和53年6月19日農	林	省告示第759号
改	正	昭和53年7月5日農	林	省告示第793号
改	正	昭和53年7月18日農	林水産省告示第52号	
改	正	昭和53年9月8日農	林水産省告示第218号	
改	正	昭和53年10月18日農	林水産省告示第417号	
改	正	昭和54年8月18日農	林水産省告示第1181号	
改	正	昭和54年10月24日農	林水産省告示第1471号	
改	正	昭和55年2月25日農	林水産省告示第208号	
改	正	昭和57年1月9日農	林水産省告示第14号	
改	正	昭和59年7月16日農	林水産省告示第1433号	
改	正	昭和60年7月22日農	林水産省告示第1103号	
改	正	昭和60年10月5日農	林水産省告示第1484号	
改	正	昭和61年6月9日農	林水産省告示第912号	
改	正	昭和61年11月25日農	林水産省告示第1896号	
改	正	昭和62年9月24日農	林水産省告示第1280号	
改	正	昭和63年5月18日農	林水産省告示第629号	
改	正	昭和63年5月20日農	林水産省告示第674号	
改	正	昭和63年9月6日農	林水産省告示第1369号	
改	正	平成元年4月20日農	林水産省告示第568号	
改	正	平成2年6月28日農	林水産省告示第842号	
改	正	平成2年11月29日農	林水産省告示第1484号	
改	正	平成3年8月30日農	林水産省告示第1134号	
改	正	平成5年7月23日農	林水産省告示第849号	
改	正	平成6年8月9日農	林水産省告示第1134号	
改	正	平成8年3月26日農	林水産省告示第383号	
改	正	平成8年3月28日農	林水産省告示第390号	
改	正	平成9年4月24日農	林水産省告示第603号	
改	正	平成9年7月4日農	林水産省告示第1099号	
改	正	平成11年6月21日農	林水産省告示第843号	
改	正	平成12年6月9日農	林水産省告示第822号	
改	正	平成14年11月8日農	林水産省告示第1717号	
改	正	平成14年11月8日農	林水産省告示第1718号	
改	正	平成15年3月28日農	林水産省告示第561号	
改	正	平成16年4月6日農	林水産省告示第899号	
改	正	平成16年4月15日農	林水産省告示第935号	
改	正	平成16年7月21日農	林水産省告示第1407号	
改	正	平成16年8月11日農	林水産省告示第1487号	
改	正	平成16年11月12日農	林水産省告示第2020号	
改	正	平成18年1月11日農	林水産省告示第25号	
改	正	平成18年2月17日農	林水産省告示第168号	
改	正	平成18年2月28日農	林水産省告示第210号	
改	正	平成19年11月28日農	林水産省告示第1494号	
改	正	平成20年1月23日農	林水産省告示第93号	
最終	改正	平成21年4月9日農	林水産省告示第492号	

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、別表1に掲げる飲食物品及び油脂の検査に適用する。

(定義)

第2条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
検査荷口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。
試料	検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まりをいう。
検査単位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう(一容器又は一包装の容量が別表2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。)
不良品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準(当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付けしようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。)に適合しない検査単位(当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付けの対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。)をいう。
合格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。
不合格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。
並み検査	検査荷口の不良率が平均してAQL(合格品質水準)と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
きつい検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
緩い検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
AQL(合格品質水準)	95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては6.5又はこれに近い値とする。

(第1方式検査方法)

第3条 飲食物品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 検査は並み検査から始めるものとする。

二 並み検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となつたときは、その検査荷口の製品と品種（等級を含む。）が同一であるもの（以下「同一品種」という。）について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行った結果、別表5に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三 きつい検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表6に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行った結果、累計で5回不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

四 緩い検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行った結果、不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

（第2方式検査方法）

第4条 認定製造業者の工場（以下「認定工場」という。）の製品で、当該品目についての製造業者の認定の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによることができる。

一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行った結果、別表9に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。

二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。

三 二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があつたとき、又は認定工場の品質管理を行う部門が行つた検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でない認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

附 則（昭和52年2月5日農林省告示第86号）抄

（施行期日）

1 この告示は、昭和52年2月5日から施行する。

改正文（昭和52年5月19日農林省告示第514号）抄

昭和52年5月19日から施行する。

改正文（昭和52年12月5日農林省告示第1243号）抄

昭和52年12月5日から施行する。

附 則（昭和53年6月19日農林省告示第759号）

（施行期日）

1 この告示は、昭和53年7月19日から施行する。

（経過措置）

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により昭和53年12月19日以前

に格付けを行うアイスクリーム類の格付方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（昭和53年7月18日農林水産省告示第52号）抄

昭和53年7月18日から施行する。

改正文（昭和53年9月8日農林水産省告示第218号）抄

昭和53年9月25日から施行する。

改正文（昭和53年10月18日農林水産省告示第417号）抄

昭和53年11月18日から施行する。

改正文（昭和54年8月18日農林水産省告示第1181号）抄

昭和54年8月18日から施行する。

附 則（昭和54年10月24日農林水産省告示第1471号）

（施行期日）

1 この告示は、昭和54年10月24日から施行する。

（魚肉ハムおよび魚肉ソーセージの格付方法等の廃止）

2 昭和37年4月12日農林省告示第518号（魚肉ハム及び魚肉ソーセージの格付方法を定める件）及び昭和49年11月2日農林省告示第1015号（トマト加工品の格付方法を定める件の全部を改正する件）は、廃止する。

（経過措置）

3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により昭和55年4月30日以前に格付けを行う魚肉ハム及び魚肉ソーセージ並びにトマト加工品（トマト果汁飲料及び固形トマトを除く。）の格付方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和55年2月25日農林水産省告示第208号）

（施行期日）

1 この告示は、昭和55年3月26日から施行する。

改正文（昭和57年1月9日農林水産省告示第14号）抄

昭和57年1月9日から施行する。

改正文（昭和59年7月16日農林水産省告示第1433号）抄

昭和59年7月26日から施行する。

附 則（昭和60年7月22日農林水産省告示第1103号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により昭和61年6月22までに格付けを行うマーガリンの格付方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（昭和60年10月5日農林水産省告示第1484号）抄

昭和60年11月5日から施行する。

附 則（昭和61年6月9日農林水産省告示第912号）

1 この告示は、昭和61年7月9日から施行する。

2 乾めん類の格付方法（昭和43年2月28日農林省告示第212号）は、廃止する。

3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により昭和62年6月9日までに格付けを行う乾めん類の格付方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和61年11月25日農林水産省告示第1896号）

1 この告示は、昭和61年12月25日から施行する。

2 農産物つけ物の格付方法（昭和47年10月20日農林省告示第1929号）は、廃止する。

3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により昭和62年11月25日までに格付けを行う農産物漬物の格付方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（昭和62年9月24日農林水産省告示第1280号）抄

昭和62年10月5日から施行する。

附 則（昭和63年5月18日農林水産省告示第629号）

1 この告示は、昭和63年5月25日から施行する。

2 レトルトパウチ食品の格付方法（昭和50年11月17日農林省告示第1054号）は、廃止す

る。

- 3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により昭和64年4月25日までに格付けを行うレトルトパウチ食品の格付方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和63年5月20日農林水産省告示第674号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 ジャム類の格付方法（昭和47年10月14日農林省告示第1891号）は、廃止する。
- 3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により昭和64年4月20日までに格付けを行うジャム類の格付方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（昭和63年9月6日農林水産省告示第1369号）抄  
昭和63年9月18日から施行する。

改正文（平成元年4月20日農林水産省告示第568号）抄  
平成元年5月14日から施行する。

改正文（平成2年6月28日農林水産省告示第842号）抄  
平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成2年11月29日農林水産省告示第1484号）  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成2年11月29日から施行する。  
（結晶ぶどう糖及び精製ぶどう糖の格付方法の廃止）
- 2 結晶ぶどう糖及び精製ぶどう糖の格付方法（昭和44年12月3日農林省告示第1852号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 平成4年4月29日以前に結晶ぶどう糖の日本農林規格（昭和33年12月18日農林省告示第1050号）及び精製ぶどう糖の日本農林規格（昭和35年3月7日農林省告示第191号）に基づき格付けを行う結晶ぶどう糖及び精製ぶどう糖の格付方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成3年8月30日農林水産省告示第1134号）抄  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成3年9月1日から施行する。  
（経過措置）
- 3 平成5年2月28日以前にショートニングの日本農林規格（昭和46年7月10日農林省告示第1084号）又は精製ラードの日本農林規格（昭和36年5月23日農林省告示第510号）に基づき格付けを行うショートニング又は精製ラードの格付方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成5年7月23日農林水産省告示第849号）

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第77号）の施行の日（平成5年7月21日）から施行する。

附 則（平成6年8月9日農林水産省告示第1134号）抄

- 1 この告示は、平成6年9月9日から施行する。  
改正文（平成9年7月4日農林水産省告示第1099号）抄  
平成9年8月4日から施行する。  
改正文（平成11年6月21日農林水産省告示第843号）抄  
平成11年7月21日から施行する。

改正文・附則（平成12年6月9日農林水産省告示第822号）抄

- ① 平成12年6月10日から施行する。
- ② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）附則第4条第1項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者及び同条第3項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者の検査方法については、平成15年6月9日までの間は、なお従

前の例による。

附 則（平成14年11月8日農林水産省告示第1717号）

この告示は、平成14年11月27日から施行する。

附 則（平成14年11月8日農林水産省告示第1718号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日農林水産省告示第561号）

この告示は、平成15年6月10日から施行する。

附 則（平成16年4月6日農林水産省告示第899号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年4月6日から施行する。  
（食料缶詰及び食料瓶詰についての検査方法の廃止）
- 2 食料缶詰及び食料瓶詰についての検査方法（昭和36年1月24日農林省告示第45号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により平成16年12月31日までに格付けを行う食料缶詰及び食料瓶詰の格付け方法については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成16年4月15日農林水産省告示第935号）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成16年7月21日農林水産省告示第1407号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年7月23日から施行する。  
（経過措置）
- 2 食酢の日本農林規格の一部を改正する件（平成16年6月23日農林水産省告示第1215号）附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂についての検査方法については、なお従前の例による。

附 則（平成16年8月11日農林水産省告示第1487号）

この告示は、平成16年8月13日から施行する。

附 則（平成16年11月12日農林水産省告示第2020号）

この告示は、平成16年11月14日から施行する。

附 則（平成18年1月11日農林水産省告示第25号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成17年4月7日農林水産省告示第705号（植物性たん白及び調味植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件）附則第3項の規定に基づき格付を行う場合における植物性たん白及び調味植物性たん白についての検査方法については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月17日農林水産省告示第168号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年2月17日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成18年1月18日農林水産省告示第75号（煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の一部を改正する件）附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂についての検査方法については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。  
（農林物資についての検査方法に関する経過措置）
- 4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機

関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年1月28日農林水産省告示第1494号）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成20年1月23日農林水産省告示第93号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月9日農林水産省告示第492号）

（即席めん類についての検査方法の廃止）

- 1 即席めん類についての検査方法（昭和47年9月25日農林省告示第1722号）は廃止する。  
（即席めん類の日本農林規格の改正に伴う経過措置）
- 2 即席めん類の日本農林規格の全部を改正する件（平成21年4月9日農林水産省告示第484号）  
附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂についての検査方法については、なお従前の例による。  
（生タイプ即席めんの日本農林規格の廃止に伴う経過措置）
- 3 即席めん類の日本農林規格の全部を改正する件（平成21年4月9日農林水産省告示第484号）  
附則第3項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂についての検査方法については、なお従前の例による。

（最終改正の施行期日）

平成21年4月9日農林水産省告示第492号については、平成21年5月9日から施行する。

#### 別表1（第1条関係）

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 調理冷凍食品
- 7 醸造酢
- 8 トマト加工品
- 9 食用精製加工油脂
- 10 豆乳類
- 11 マーガリン類
- 12 乾めん類
- 13 農産物漬物
- 14 チルドミートボール
- 15 ジャム類
- 16 ぶどう糖
- 17 ショートニング
- 18 精製ラード
- 19 煮干魚類
- 20 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 21 即席めん
- 22 食料缶詰及び食料瓶詰
- 23 パン粉

#### 別表2（第2条関係）

次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 k g を超え又は500 g 未満のもの	500 g
植物性たん白(ペースト状植物性たん白を除く。)	1 k g を超え又は300 g 未満のもの	300 g
ペースト状植物性たん白	1 k g を超え又は800 g 未満のもの	800 g
削りぶし	500 g を超え又は50 g 未満のもの	50 g
ハンバーガーパティ	5 k g を超えるもの	150 g
チルドハンバーグステーキ	80 g 未満のもの	80 g
調理冷凍食品	500 g を超え又は150 g 未満のもの	150 g
醸造酢	500 m l を超え又は150 m l 未満のもの	150 m l
トマト加工品	500 g を超え又は190 g 未満のもの	190 g
食用精製加工油脂	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
豆乳類	500 g を超え又は180 g 未満のもの	180g
マーガリン類	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
乾めん類	500 g を超え又は200 g 未満のもの	200 g
農産物漬物(農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。)	1 k g を超え又は100 g 未満のもの	100 g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 k g を超え又は50 g 未満のもの	50 g
チルドミートボール	80 g 未満のもの	80 g
ジャム類	2 k g を超え又は100 g 未満のもの	100 g
ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖を除く。)	1 k g を超え又は400 g 未満のもの	400 g
無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖	1 k g を超え又は200 g 未満のもの	200 g
ショートニング	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
精製ラード	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g

煮干魚類	500gを超え又は100g未満のもの	100g
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	500gを超え又は160g未満のもの	160g
即席めん	190g未満のもの	190g
食料缶詰及び食料瓶詰	50g未満のもの	50g
パン粉	1kgを超え又は150g未満のもの	150g

別表3（第3条関係）

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器（内容量が1kg又は1l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下（個）	4（個）	1（個）
35,001－240,000	6	1
240,001以上	8	1

2 大型容器（内容量が1kg又は1l以上であつて、30kg又は30l未満のものをいう。以下同じ。）の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1,000以下（個）	2（個）	0（個）
1,001－5,000	3	1
5,001以上	5	1

3 特殊容器（内容量が30kg又は30l以上のものをいう。以下同じ。）の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が30t又は30kl未満の場合	内容量が30t又は30kl以上の場合	内容量が30t又は30kl未満の場合	内容量が30t又は30kl以上の場合
5以下（個）	2（個）	2（個）	0（個）	0（個）
6－10	3	2	1	0
11以上	4	3	1	1

（注） 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

別表4（第3条関係）

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不良品の限界個数

5 (個)	3 (個)
6 - 1 2	4
1 3 - 1 9	5
2 0 - 2 4	6
2 5 - 3 9	7
4 0 - 4 9	8

別表 5 (第 3 条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件  
連続した 1 0 回の検査において不良品がないこと。

別表 6 (第 3 条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
3 5, 0 0 0 以下 (個)	6 (個)	1 (個)
3 5, 0 0 1 以上	1 3	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1, 0 0 0 以下 (個)	3 (個)	0 (個)
1, 0 0 1 - 5, 0 0 0	5	1
5, 0 0 1 以上	8	1

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が 3 0 t 又は 3 0 k 1 未満の場合	内容量が 3 0 t 又は 3 0 k 1 以上の場合	内容量が 3 0 t 又は 3 0 k 1 未満の場合	内容量が 3 0 t 又は 3 0 k 1 以上の場合
5 以下 (個)	3 (個)	2 (個)	0 (個)	0 (個)
6 - 1 0	4	3	1	1
1 1 以上	5	4	1	1

別表 7 (第 3 条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
3 5, 0 0 0 以下 (個)	2 (個)	1 (個)
3 5, 0 0 1 以上	3	1

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個)	2(個)	0(個)
35,001以上	3	0

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
30以下(個)	2(個)	0(個)
31以上	3	0

別表8(第3条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに調理冷凍食品の場合に限る。)

別表9(第4条関係)

- 1 連続した10回(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回)の検査において不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が100に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)